随意契約の相手方の資格に関する公示

令和９・10年度に東北農政局が行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等の随意契約の相手方として、東北農政局建設工事等契約事務取扱要領第35条の規定に基づく随意契約登録者名簿への登録を希望する者に必要な資格、申請の時期及び方法その他について、次のとおり定めたので公示する。

令和８年10月30日

東北農政局長　永井　春信

１　随意契約登録者名簿登録者の資格

東北農政局長が、随意契約の相手方として信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実と認めた者とする。

２　随意契約登録者名簿に登録を希望する者の申請の時期及び方法

（１）申請の時期

令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間（令和８年12月29日から令和９年１月３日までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に申請すること。

上記期間経過後も申請は随時受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

（２）申請の受付場所及び問合せ先

〒980-0014 仙台市青葉区本町３丁目３－１　仙台合同庁舎Ａ棟５階

東北農政局農村振興部設計課調整係

電話　022-263-1111（代表）　内線4150

（３）申請の方法

申請は、「随意契約登録者名簿登録申請書」により行うこと。

なお、申請書用紙は、次に掲げる東北農政局ホームページにアクセスし、ダウンロードし入手すること。

https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/attach/pdf/nyusatu-154.pdf

３　資格の有効期間

資格を付与された日から令和11年３月31日までとする。

４　その他

契約の種類及び基本となるべき事項については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請」に係る公示（別途公示）に準ずる。